

平成21年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	(株)加藤組	愛西市金棒町北 50番地	H21.4.14	H21.4.27	2週間	<p>愛知県発注の「たん水防除事業 立田輪中二期地区 立田排水路その 52工事・地盤沈下対策事業 愛西 北部地区 その3工事」において、 水路用のコンクリート部材の据付作 業中に、作業員が吊り下げたコンク リート部材がずれたので直そうとし たところ、約2.7メートル下の掘 削床に転落し、脳挫傷等により約 1ヶ月の入院・安静加療を要する負 傷をしたものである。</p> <p>本事故は、平成21年4月10日開催 の愛知県農林水産部建設工事等事故 調査委員会において、安全管理の措 置に不適切な面があったと判断され たことから、株式会社加藤組につい て指名停止を行った。</p>	愛知県	愛知県愛西市 三和町地内	要領第4条第 1項 (別表第1- 7)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	(株)メイエレック	名古屋市熱田区神宮4-3-36	H21.7.7	H21.7.20	2週間	愛知県地域振興部発注の「県営名古屋空港旅客ターミナルビル電気設備更新工事」において、2次下請けの木津電気(株)の作業員がキュービクル内の高圧ケーブル敷設作業を行っていたところ、キュービクル底面の鉄板を隣接キュービクルの高圧充電部に接触させ感電した。これにより、当該作業員は約1ヶ月の通院加療を要する手掌電撃傷、上肢熱傷を負った。 本事故は、労働安全衛生規則に規定された感電事故防止の措置が不十分であるなど、事業者の安全管理措置が不適切なため生じたものと判断されることから、1次下請けのダイダン(株)名古屋支社及び元請である(株)メイエレックに対して指名停止を行なう。	愛知県	愛知県豊山町大字豊場地内	要領第4条第1項 (別表第1-7)
3	ダイダン(株)名古屋支社	名古屋市東区東桜1-1-10	H21.7.7	H21.7.20	2週間	同上	同上	同上	同上
4	(株)クボタ中部支社	名古屋市中村区名駅3-23-8	H21.7.8	H21.11.7	4ヶ月	株式会社クボタが監理技術者資格者証が必要とされる工事において、資格要件を満たさない者を専任監理技術者として配置していた。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長は平成21年6月25日に営業停止命令を行った。 したがって、建設業法違反により営業停止命令を受けたことについて、工事の契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社クボタ中部支社に対し指名停止を行う。	愛知県	愛知県	要領第4条第1項 (別表第3-6)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	大成建設(株)名古屋支店	名古屋市中村区名 駅1-1-4	H21.7.15	H21.9.14	2ヶ月	兵庫県姫路市内の工場建設工事において、強アルカリ性の湧水を中和処理せず河川へ流出させたとして、平成21年3月19日、姫路簡易裁判所から水質汚濁防止法違反で大成建設株式会社及び株式会社竹中工務店の社員が罰金刑の略式命令を受けた。 このため、本県の入札参加資格を有する大成建設株式会社名古屋支店及び株式会社竹中工務店名古屋支店の2社に対して指名停止を行う。	—	兵庫県姫路市	要領第4条第1項 (別表第3-7)
6	(株)竹中工務店名古屋支店	名古屋市中区錦1-18-22	H21.7.15	H21.8.14	1ヶ月	同上	同上	同上	同上
7	(株)アクアテルス名古屋支店	名古屋市西区市場木町64	H21.7.15	H22.7.14	12ヶ月	国土交通省北海道開発局及び各地方整備局が発注した車両管理業務において、独占禁止法第3条違反があったとして、公正取引委員会は、平成21年6月23日、株式会社アクアテルス始め11社対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、本県の入札参加資格を有する株式会社アクアテルス名古屋支店に対して指名停止を行う。	愛知県	愛知県	要領第4条第1項 (別表第3-1)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
8	シンドラエレベータ(株)中部支社	名古屋市中村区本陣通4-37	H21.8.4	H21.9.3	1ヶ月	<p>平成18年6月に発生した東京都港区の公共住宅のエレベータにおける死亡事故に関して、製造元で事故前年まで保守管理を担当していたシンドラエレベータ株式会社の社員2名と、事故当時の保守会社エス・イー・シーエレベータ株式会社の社長及び社員2名の計5名が業務上過失致死の罪で在宅起訴された。</p> <p>したがって、業務上過失致死の罪で在宅起訴されたことは、工事の契約の相手方として不相当であると判断し、本県の入札参加資格を有するシンドラエレベータ株式会社中部支社に対し指名停止を行う。</p>	—	東京都	要領第4条第1項 (別表第3-7)
9	エスエヌ環境テクノロジー(株)	大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	H21.8.18	H22.10.17	14ヶ月	<p>平成20年6月24日に実施された田川地区清掃施設組合発注の焼却炉改修整備工事の入札において、福岡県福智町議(当時)から最低制限価格を教わり入札を妨害したとして、エスエヌ環境テクノロジー株式会社九州支店長が、平成21年7月6日に競売入札妨害(偽計)の容疑で逮捕された。また、最低制限価格を教わった見返りに同町議(当時)へ現金を渡したとして、同社九州支店長及び営業統括部長が、同月27日に贈賄の容疑で再逮捕及び逮捕された。</p> <p>このため、本県の入札参加資格を有するエスエヌ環境テクノロジー株式会社に対して指名停止を行う。</p>	田川地区清掃施設組合	福岡県	要領第4条第1項 (別表第2-3 別表第3-3)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
10	山田工業(株)	大阪府大阪市中央区道修町4-5-22	H21.10.6	H22.12.5	14ヶ月	平成20年6月24日に実施された田川地区清掃施設組合発注のし尿施設整備工事の入札において、福岡県福智町議(当時)から最低制限価格を教わり入札を妨害したとして、山田工業株式会社福岡支店長が、平成21年8月7日に競売入札妨害の容疑で逮捕された。また、最低制限価格を教わった見返りに同町議(当時)へ現金を渡したとして、同月28日に贈賄の容疑で再逮捕された。 このため、本県の入札参加資格を有するエ山田工業株式会社に対して指名停止を行う。	田川地区清掃施設組合	福岡県	要領第4条第1項 (別表第2-3 別表第3-3)
11	(株)神谷土木	刈谷市野田町西田1-8	H21.10.6	H21.11.5	1ヶ月	株式会社神谷土木の役員は、平成21年8月の衆議院選挙において、公示前に自身が支援する候補者への投票や票の取りまとめを依頼し、酒食で接待したとして、9月2日公職選挙法違反(供応買収、事前運動)容疑で逮捕され、同月18日罰金15万円の略式命令を受けた。 このため、本県の入札参加資格を有する株式会社神谷土木に対して指名停止を行う。	—	刈谷市	要領第4条第1項 (別表第3-8)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
12	(株)吉村商会	一宮市緑1-9-30	H21.10.14	H21.12.13	2ヶ月	株式会社吉村商会は、愛知県一宮建設事務所が発注した「日光川上流域下水道事業 水処理建築付帯工事・汚泥棟設備工事合併工事」の入札において、平成21年9月24日に同工事の落札者に決定されたにもかかわらず、10月5日になって契約を辞退したものである。 このことは、本県との信頼関係を著しく損なうもので、不正又は不誠実な行為にあたり、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社吉村商会に対して指名停止を行う。	愛知県	—	要領第4条第1項 (別表第3-7)
13	吉田建設(株)	津島市今市場町3-34	H21.10.20	H21.11.2	2週間	愛知県海部建設事務所発注の「舗装道修繕工事」において、敷鉄板を重機で吊り上げたところ、吊り金具からはずれた敷鉄板が、跳ねて作業員の左足に落下し、全治2か月程度の重傷を負ったものである。 本事故は、平成21年10月15日開催の愛知県建設部建設工事故調査委員会において、安全管理の措置に不適切な面があったと判断されたことから、元請けである吉田建設株式会社及び一次下請けである丸喜佐藤建設株式会社に対して指名停止を行う。	愛知県	愛西市町方町	要領第4条第1項 (別表第1-7)
14	丸喜佐藤建設(株)	海部郡七宝町大字安松字中屋敷2047	H21.10.20	H21.11.2	同上	同上	同上	同上	同上

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
15	(株)アイテス	岡崎市桜形町字行 河内11-1	H21.11.11	H21.11.24	2週間	<p>愛知県西三河建設事務所発注の「緊急維持修繕工事」において、台風18号による倒木の除去作業中に、ショベルローダーのバケットを足場代わりにして作業をしていたところ、バランスを崩し約1.7m下へ転落したものである。</p> <p>本事故は、平成21年11月5日開催の愛知県建設部建設工事事務事故調査委員会において、安全管理の措置に不適切な面があったと判断されたことから、株式会社アイテスに対して指名停止を行う。</p>	愛知県	岡崎市鍛埜町 地内	要領第4条第 1項 (別表第1- 7)
16	水野建設(株)	名古屋市千種区徳 川山町1-12- 30	H21.11.17	H21.12.16	1ヶ月	<p>愛知県発注の「新川東部流域下水道事業 水処理施設築造工事(その2)」において、既設水処理施設スラブ端部でクレーン作業の指示をしていた作業員が、約5.1m下へ転落し死亡したものである。</p> <p>本事故は、平成21年11月13日開催の愛知県建設部建設工事事務事故調査委員会において、安全管理の措置に不適切な面があったと判断されたことから、水野建設株式会社に対して指名停止を行う。</p>	愛知県	北名古屋市九 之坪地内	要領第4条第 1項 (別表第1- 7)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
17	木全建設(株)	一宮市萩原町串作 1527-1	H21.12.2	H21.12.15	2週間	愛知県海部建設事務所発注の「中小河川改良工事」において、鉄骨塗装作業中の作業員が、足場と躯体の隙間から約6.7m下へ転落し、全治1か月程度の入院加療を要する負傷をしたものである。 本事故は、平成21年11月27日開催の愛知県建設部建設工事事故調査委員会において、安全管理の措置に不適切な面があったと判断されたことから、木全建設株式会社に対して指名停止を行う。	愛知県	一宮市明地 地内	要領第4条第1項 (別表第1-7)
18	ヤスキ建設(株)	安城市根崎町西根 141	H21.12.8	H22.1.7	1ヶ月	愛知県知立建設事務所発注の「舗装道修繕工事(その9)」において、配置された主任技術者が、同工事の仕様書で定める3か月以上の雇用期間を満たしていないことが発覚したものである。 このことは、本県と締結した契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、ヤスキ建設株式会社に対して指名停止を行う。	愛知県	愛知県知立市 内	要領第4条第1項 (別表第1-4)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
19	(株)加藤工業	額田郡幸田町大字 菱池字野々宮 8	H21. 12. 9	H22. 2. 8	2ヶ月	<p>株式会社加藤工業は、幸田町発注の「幸田小学校校舎増築工事」において、主たる営業所に常勤して専らその職務に従事すべき専任技術者を、技術者の専任が求められる同工事の配置技術者としても従事させ、一定の期間当該工事現場に専任していると認めがたい状態であった。</p> <p>このことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、愛知県知事は平成21年12月9日に同社に対し指示処分を行った。</p> <p>このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社加藤工業に対して指名停止を行う。</p>	—	愛知県額田郡 幸田町内	要領第4条第1項 (別表第3-6)
20	西松建設(株)中部支店	名古屋市東区泉2- 25-13	H21. 12. 15	H22. 2. 14	2ヶ月	<p>平成18年6月から7月の間、西松建設株式会社が政治団体のパーティ券を他人名義で購入していたとして、平成21年6月26日に政治資金規正法違反で同社の元社長(外国為替及び外国貿易法違反の容疑で同年2月10日起訴、政治資金規正法違反の容疑で同年3月24日追起訴)追起訴された。</p> <p>このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、本県の入札参加資格を有する西松建設株式会社中部支店に対して指名停止を行う。</p>	—	—	要領第4条第1項 (別表第3-7)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
21	イチコウ建設(株)	一宮市花池2-4-12	H21.12.16	H22.6.15	6ヶ月	<p>イチコウ建設株式会社は、愛知県が発注した「一宮北高校校舎改修工事」の入札において、入札参加資格要件である主任（監理）技術者の施工実績を有していないことを承知の上で、事後審査書類に虚偽の記載をして提出した。</p> <p>このことは、本県との信頼関係を著しく損なうもので、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、イチコウ建設株式会社に対して指名停止を行う。</p>	愛知県	愛知県	要領第4条第1項 (別表第1-1)
22	日本オーチス・エレベータ(株)中部支店	名古屋市東区泉1-23-30	H22.1.5	H22.2.4	1ヶ月	<p>平成20年5月9日に名古屋市営地下鉄久屋大通駅で発生したエスカレータ逆走事故において、事故前の平成19年9月に当該事故機の金具を溶接する工事を実施した際、業務上の注意義務を怠り十分な溶接作業を行わなかったため事故を発生させ、14人にけがをさせたとして、平成21年12月28日に業務上過失傷害罪で日本オーチス・エレベータ株式会社の現場監督者が略式起訴された。</p> <p>このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、本県の入札参加資格を有する日本オーチス・エレベータ株式会社中部支店に対して指名停止を行う。</p>	名古屋市	名古屋市	要領第4条第1項 (別表第3-7)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
23	月島テクノメンテサービス(株)名古屋営業所	名古屋市中村区名駅南1-17-29	H22. 1. 8	H22. 2. 7	1ヶ月	<p>京都市鳥羽水環境保全センター内での洗浄作業にあたり、安全帯を使用させる等の転落防止措置を講じなかったことにより、作業員1名が死亡した事故について、月島テクノメンテサービス株式会社及び同社の事業所長が労働安全衛生法違反で罰金30万円の刑が確定した。</p> <p>このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、本県の入札参加資格を有する月島テクノメンテサービス株式会社名古屋営業所に対して指名停止を行う。</p>	京都市	京都市	要領第4条第1項 (別表第3-7)
24	日本コムシス(株)東海支店	名古屋市中区栄2-10-1	H22. 2. 24	H22. 3. 23	1ヶ月	<p>ST京都国際会館局IMT基地局設備工事において、日本コムシス株式会社の現場代理人が平成20年7月14日から同月20日まで毎作業日に行わなければならない作業現場の巡視を行わず、労働災害防止のための措置を講じなかった。</p> <p>その結果、関係請負人の労働者が既設電源撤去作業中に感電死する労働災害が発生し、同社及び同社の現場代理人が労働安全衛生法違反で起訴され、平成21年8月17日に罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、本県の入札参加資格を有する日本コムシス株式会社東海支店に対して指名停止を行う。</p>	—	京都府	要領第4条第1項 (別表第3-7)

番号	指名停止業社名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
25	吉田建設(株)	津島市今市場町3-34	H22.3.31	H22.5.30	2ヶ月	<p>本県発注の「舗装道修繕工事」において、セメント散布に使用したバックホウをトラックで回送中、横断歩道橋にバックホウのアームが当たり、横断歩道橋主桁中央部を切断・変形させる損害を与えたものである。</p> <p>本事故は、安全管理措置が不適切であったため重大な物損を引き起こしたと判断されることから、吉田建設株式会社に対して指名停止を行う。</p>	愛知県	愛西市東保地内始め	要領第4条第1項 (別表第1-5)
26	まるひ建設(株)	西尾市丁田町五助52-1	22.3.31	22.4.30	1か月	<p>静岡県周智郡において、鉄骨組立作業を下請けの労働者に行わせるにあたり、高さ9mの鉄骨梁まで安全に昇降する設備を設けなかったため、作業中に当該労働者が鉄骨梁付近から墜落し死亡する事故が発生し、まるひ建設株式会社及び同社の社員が労働安全衛生法違反で起訴され、平成22年2月2月16日に罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。</p> <p>このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、本県の入札参加資格を有するまるひ建設株式会社に対して指名停止を行う。</p>	—	静岡県	要領第4条第1項(別表第3-7)
27	丸洋・まるひ・西尾 経常建設企業体	西尾市法光寺町西田23	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上